

GUARDIANWALL Cloudファミリー 利用約款

(第9版)

<対象サービス>

- ・GUARDIANWALL メール誤送信対策サービス
- ・GUARDIANWALL メール監査サービス 【プラチナ/ゴールド/シルバー】
- ・GUARDIANWALL スпам対策サービス 【プラチナ/ゴールド/シルバー】
- ・GUARDIANWALL 添付ファイルZIP暗号化サービス
- ・GUARDIANWALL マイナンバー漏えいメール検知サービス
- ・GUARDIANWALL 標的型メール検知サービス
- ・GUARDIANWALL メール無害化サービス
- ・これらに付帯するオプションサービス

キヤノンITソリューションズ株式会社
基盤・セキュリティソリューション事業本部
基盤・セキュリティソリューション企画センター

2017年5月9日

本約款は、キヤノン IT ソリューションズ株式会社（以下「弊社」といいます。）が提供する、第1条に定めるサービスの内容について必要な事項を定め、お客様との間で成立する利用契約（第2条に定めるものをいいます。）に共通して適用されるものです。

第1条（本サービス）

1. 本約款において「本サービス」とは、以下のサービスをいいます。本サービスの詳細は、弊社より別途提示する“サービス定義書”、“Service Level Agreement”および関連ドキュメント（以下総称して、「サービス定義書」といいます。）に記載の通りとします。
 - (1) GUARDIANWALL メール誤送信対策サービス
 - (2) GUARDIANWALL メール監査サービス 【プラチナ/ゴールド/シルバー】
 - (3) GUARDIANWALL スпам対策サービス 【プラチナ/ゴールド/シルバー】
 - (4) GUARDIANWALL 添付ファイルZIP暗号化サービス
 - (5) GUARDIANWALL マイナンバー漏えいメール検知サービス
 - (6) GUARDIANWALL 標的型メール検知サービス
 - (7) GUARDIANWALL メール無害化サービス
 - (8) 上記に付帯するオプションサービス
2. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第2条（利用契約の申込および成立）

1. お客様は本サービスを、弊社が別途指定する申込書（以下「申込書」といいます。）の弊社への提示にて申込みことができます。なお、当該申込をもって、お客様は本約款に同意したものとみなします。
2. 次の各号に該当する場合には、弊社は契約の申込を拒絶することがあります。この場合において、当該拒絶があったとき弊社はお客様に対し規定の様式でその旨を通知します。
 - (1) 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
 - (2) お客様が債務の支払いを怠るおそれがあるとき
 - (3) お客様が申込書に虚偽の事実を記載したとき
 - (4) お客様が違法に、または明らかに公序良俗に反する態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (5) お客様が弊社または本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (6) お客様が本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様にて本サービスを利用するおそれがあるとき
 - (7) 本サービスを利用するために必要なお客様のネットワークおよびシステム設定の変更がされないとき
3. 弊社は、お客様からの申込書受領後、申し込まれた本サービス提供のための設定作業を実施します。弊社は、当該設定作業完了後、お客様に対して、次の各号の情報を記載した書面（以下「登録完了書」といいます。）を提示します。登録完了書の提示をもって、お客様と弊社との間で、本約款に定める条件にて本サービスに関する契約（以下「利用契約」といいます。）が成立したものとします。
 - (1) 本サービス利用のためのログインIDおよびパスワード
 - (2) 本サービスの利用開始日（以下「サービス開始日」といいます。）
 - (3) 本サービスが月額プランとなる場合に限り、お客様に対する料金の課金開始日（以下「課金開始日」といいます。）
 - (4) その他本サービス利用のために必要な情報
4. 利用契約の成立後、お客様は、前項に定めるサービス開始日より、本約款の定めに従い本サービスを利用することができます。
5. お客様は、お客様以外の第三者（以下「外部利用者」といいます。）に本サービスを利用させる必要がある場合は、申し込み時に当該外部利用者の名前等、弊社が指定する情報を申込書に記載して申請を行い、弊社が承認した外部利用者に対してのみ、本サービスを利用させることができます。但し、お客様は次の各号の事項を遵守するものとします。
 - (1) 外部利用者に本約款およびサービス定義書に定める利用条件を遵守させること
 - (2) 外部利用者以外の第三者に利用させないこと
 - (3) 外部利用者による本サービスの利用について全ての責任を負うこと
 - (4) 外部利用者による本サービスの利用にかかる料金もお客様が弊社に対して支払うこと
 - (5) 外部利用者による本サービスの利用に起因して生じる損害について弊社になら請求をせず、また外部利用者をして請求させないこと
 - (6) 弊社よりお客様に外部利用者の利用を中止するよう要請があった場合はただちに外部利用者の利用を止めさせること

第3条（ログインID、パスワードの管理）

1. お客様は、前条の定めに基づき弊社より付与されたログインIDおよびパスワードを、外部利用者を除く第三者および本サービスを利用する必要または権限のないお客様の役員、従業員等が知り得たり、使用することがないように、厳重に管理するものとします。また、お客様はログインIDおよびパスワードを紛失・亡失したり、盗まれた場合は、直ちにその旨を弊社に対して通知するものとします。
2. 前項に基づく通知がなされない限り、お客様に付与したログインIDおよびパスワードにてなされた本サービスの利用は、お客様によってなされたものとみなし、この場合お客様は、本約款に基づく義務および債務を負担するものとします。

第4条（管理者権限の付与および管理）

1. お客様は、本サービスの利用に当たり、管理責任者を設け、当該管理責任者に本サービスの管理者権限を付与するものとします。
2. お客様は、管理者権限の管理責任を負うものとし、第三者に対して管理者権限を利用させないように、合理的な措置をとるものと

します。

3. お客様は、管理者権限が不正利用される可能性があることが判明した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第5条(システム担当者)

お客様および外部利用者は、本サービスの利用に関するシステム担当者をあらかじめ定めた上、申込時に申込書に記載して弊社に通知するものとし、本サービスの利用に関する弊社との連絡・確認等は、原則としてシステム担当者を通じて行うものとします。

第6条(契約内容の変更)

1. お客様は、利用契約の内容の内、以下の項目に限り、以下の方法により、変更を申し込むことができるものとします。

- (1) 本サービスの利用者数(以下「アカウント数」といいます。)の変更
お客様は、弊社所定の書面を弊社に提出することにより、アカウント数の変更を申し込むことができます。
- (2) 本サービスのサービス内容の変更
お客様は、本サービスの内、“GUARDIANWALL メール監査サービス”および“GUARDIANWALL スпам対策サービス”については、2か月前までに弊社所定の書面を弊社に提出することにより、サービス定義書記載の“サービス品目”(以下「サービス品目」といいます。)の変更を申し込むことができます。
ただし、サービス品目の内、“プラチナ”または“ゴールド”から“シルバー”への変更を申し込むことはできません。お客様が“シルバー”へのサービス品目の変更を希望される場合は、第21条の定めに従い、利用契約を解約した上で、再度“シルバー”のサービス品目で本サービスの契約を再締結するものとします。
- (3) オプションサービスの追加または変更等
お客様は、本サービスの内、サービス定義書に定めるオプションとして追加可能な機能(以下「オプションサービス」といいます。)があるものについては、弊社所定の書面を弊社に提出することにより、オプションサービスの追加または変更を申し込むことができます。

2. 前項に基づき申し込まれた利用契約の内容の変更については、以下の条件で、適用されるものとします。

- (1) アカウント数の変更
前項に基づく書面を、弊社が毎月20日までに受領した場合は、翌月1日からアカウント数が変更されるものとし、毎月20日以降に受領した場合は、翌々月1日からアカウント数が変更されるものとします。
- (2) 本サービスのサービス内容の変更
前項に基づく書面を弊社が受領した後、弊社はお客様に対して、サービス品目に変更される日付を記載した旨の書面を提出するものとし、当該書面に記載された日よりサービス品目に変更されるものとします。
- (3) オプションサービスの追加または変更
前項に基づく書面を弊社が受領した後、弊社はお客様に対して、オプションサービスが追加または変更される日付を記載した旨の書面を提出するものとし、当該書面に記載された日よりオプションサービスが追加または変更されるものとします。

第7条(ヘルプチケット)

1. 弊社は、第2条の定めに基づき利用契約が成立した場合、および第20条の定めに基づき利用契約が更新された場合、お客様に対して、サービス定義書に定めるヘルプサービス(以下「ヘルプサービス」といいます。)を受けるための権利(以下「ヘルプチケット」といいます。)を授与します。授与するヘルプチケットの数は、本サービスごとにサービス定義書に定めるとおりとします。本項に基づくヘルプチケットの対価は、本サービスの対価に含まれるものとします。ただし“GUARDIANWALL 添付ファイルZIP暗号化サービス”、“GUARDIANWALL マイナンバー漏えいメール検知サービス”、“GUARDIANWALL 標的型メール検知サービス”、“GUARDIANWALL メール無害化サービス”についてはこれに含まず、ヘルプチケットの授与をしないものとします。
2. お客様は、ヘルプチケットを別途有償にて追加購入することができます。追加購入の対価はサービス定義書に定めるとおりとします。お客様は、ヘルプチケットの追加購入を希望する場合、登録完了書記載の弊社連絡窓口宛に依頼するものとします。弊社から応諾の意思表示がなされたときをもって、追加購入に関する契約が成立するものとし、弊社所定の方法により、追加のヘルプチケットが授与されるものとします。
3. 弊社はお客様に授与しているヘルプチケットの数を、適切に管理するものとします。
4. お客様は、本サービスに関してヘルプサービスを受けることを希望する場合、登録完了書に定める弊社連絡窓口宛に依頼するものとします。弊社はお客様からの依頼を受けた場合、お客様のヘルプチケットの残数を確認のうえ、弊社にて受諾可能な場合はヘルプサービスを実施します。
5. ヘルプチケットの有効期間は、利用契約の有効期間にかかわらず、ヘルプチケットが授与された日から1年間とします。ただし、理由の如何にかかわらず、利用契約が終了した場合、ヘルプチケットの有効期間も併せて終了するものとし、お客様は以後、ヘルプサービスを受けることはできないものとします。
6. 前項の定めにかかわらず、お客様が第6条の定めに基づき本サービスのサービス内容を変更した場合、すでに授与されているヘルプチケットの有効期間は終了するものとし、当該変更をもって、変更後の本サービスに応じたヘルプチケットが新たに授与されるものとします。

第8条(料金等)

1. 本サービスの対価は、サービス定義書に定めるとおりとします。お客様は、利用契約の内容に応じて、本サービスの対価および支払方法が定められることに、ここに異議なく同意します。
2. お客様は、別途弊社が請求する本サービスの対価を、別紙1記載の支払条件または両者間にて別途書面にて合意する支払条件に

て支払うものとします。

3. 本契約が理由の如何を問わず終了した場合であっても、弊社は、お客様から受領済みの本サービスの対価を返金する義務を負わないものとします。

第9条(お客様の禁止事項)

お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める事項を行ってはならず、また自己の従業員等および外部利用者を含む第三者にこれらの行為を行わせてはならないものとします。

- (1) 本約款およびサービス定義書に定める範囲を超えて、本サービスを利用する行為。
- (2) 本サービスを構成するソフトウェア等を解析、逆アセンブル、逆コンパイル、その他リバースエンジニアリング等する行為。
- (3) 本サービスをお客様が利用するためのID・パスワード等を第三者に開示・譲渡若しくは使用させる行為。
- (4) 弊社または第三者の著作権、商標権、特許権などの知的財産権、肖像権、プライバシー、その他あらゆる権利等を侵害する行為。
- (5) 本サービスを構成するソフトウェア等および本サービスを利用することによりアクセスまたは入手可能な弊社または第三者の情報、コンテンツ、データ、データベース、またはソフトウェア等を、複製、修正・改変、消去等する行為。
- (6) 本サービスおよび本サービスを構成するソフトウェア等に付された著作権、商標、その他の知的財産権に関する表示を削除、変更または不明瞭化する行為。
- (7) 本サービス提供に必要な弊社または第三者の設備等に電子的被害を与える行為。
- (8) 本サービスを介して不正なデータまたはコンピュータウイルス等の有害なプログラム等を送信あるいは第三者が受信可能な状態にする行為。
- (9) 本サービスを法令、公序良俗に違反する目的で使用する行為および当該違反を誘引する行為。
- (10) 本サービスの提供または運営を妨害する行為。
- (11) 弊社または第三者の信用を毀損する行為。
- (12) 前各号の他、弊社または第三者に不利益を与える行為。

第10条(お客様の義務)

1. 本サービスを利用するために必要となるお客様の設備等(通信回線、PCを含むが、これに限りません。)は、お客様の責任と負担において維持管理するものとします。当該設備等については、本約款ではなく、当該設備等のライセンサー所定の契約が適用されるものとします。
2. お客様の設備等に起因する本サービスの障害、利用不能等について、弊社は本約款の定めにかかわらず、いかなる責任も負わないものとします。
3. お客様は、本サービスの全部または一部を、本サービスの全部または一部に不具合が発生した場合に死亡、重大な人身損害、または重大な物理的損害若しくは環境の破壊につながるような環境において使用し、使用させてはなりません。
4. お客様は、お客様の従業員等に対して、本約款に定めるお客様の義務と同等の義務を遵守させるものとします。
5. 本サービスの利用に起因して、お客様と外部利用者または第三者との間で紛争が生じた場合、お客様が自己の責任と費用負担にて、当該紛争の処理解決を図るものとします。
6. お客様が本約款の定め違反したことにより、弊社、または第三者に損害が生じた場合、お客様は弊社に対して当該損害を賠償するものとします。

第11条(弊社の免責)

1. 弊社は、次の各号に定める事項について、明示的にも黙示的にも、何らの保証もしないものとし、お客様は、予めこれを了承するものとします。
 - (1) 本サービスにより提供されるデータが正確であること
 - (2) 本サービスにバグその他の瑕疵・不具合がないこと
 - (3) 本サービスがお客様の目的に適合すること、またはお客様にとって有効であること
 - (4) 本サービスの内容・利用した結果がお客様を満足させるものであること
 - (5) 本サービスが日本内外における第三者の知的財産権(いわゆるビジネスモデル特許を含みます)を侵害していないこと
 - (6) 本サービスの不正な利用を完全に防止できること
2. 弊社は、次の各号の定めに関連してお客様および外部利用者により生じた直接または間接の損害、特別の事情から生じた損害および逸失利益について、予見可能性の有無を問わず、何らの責任も負わないものとします。
 - (1) 本サービスの利用または利用不能に関連して生じた損害(本サービスで使用するデータ類の滅失等を含む)
 - (2) お客様と第三者との間で生じた紛争に起因する損害
 - (3) 天災地変、騒乱、暴動などの不可抗力に起因する損害
 - (4) お客様または外部利用者の設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等、お客様または外部利用者の接続環境に起因する損害
 - (5) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (6) 本サービスを構成するコンピュータウイルス対策ソフトにおいて、ウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等の対応がなされていない種類のコンピュータウイルスに起因する損害
 - (7) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセスまたはアタック、通信経路上での傍受に起因する損害
 - (8) 弊社が定める手順・セキュリティ手段等をお客様または外部利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (9) 本サービス用設備のうち弊社の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMSを含む。)およびデータベースに起因して発生した損害

(10) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

- 前項の定めにかかわらず、弊社の責に帰すべき事由により、本サービスが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます）において、当該状態が生じたときから連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます）当該状態が継続したときは、お客様からの請求に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます）に月額利用料金（本サービスの対価の支払い方法が年額プランとなる場合は、当該年額費用を月割りした額をいいます）の30分の1を乗じて算出した額を、本サービスの対価からの減額により、お客様に対して支払うものとします。ただし、お客様が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、お客様は、その権利を失うものとします。
- 本条の定めは、本契約の終了にかかわらず、効力を有するものとします。

第12条（損害賠償）

- 弊社が本約款の定め違反したことによりお客様に損害が生じた場合、お客様は弊社に対して、直接の結果として現実に生じた通常損害に限り、お客様が弊社に対して支払い済の、損害発生月における本サービスの月額利用料金（本サービスの対価の支払い方法が年額プランとなる場合は、当該年額費用を月割りした額をいいます。）を上限とする金銭賠償を請求することができます。なお、弊社は、お客様に生じた間接損害、逸失利益および特別の事情により生じた損害について、予見可能性の有無を問わず、一切責任を負わないものとします。
- 本条の定めは、本契約の終了にかかわらず、効力を有するものとします。

第13条（秘密情報の取り扱い）

- 本約款において「秘密情報」とは、情報を開示する当事者（以下「開示者」といいます。）から受領する当事者（以下「受領者」といいます。）に対して、①“秘密”である旨の表示を付した、若しくは“秘密”である旨のレターヘッドを添付した書面、物品、電磁的・光学的記録媒体その他有体物の提供により開示された情報、または②“秘密”である旨指定の上で、口頭若しくは視覚的手段により開示され、開示者が、当該開示の日より7日以内に、当該開示の日付および内容を書面に記載し、当該書面に“秘密”である旨の表示を付した上で受領者に提供することにより開示された情報をいいます。但し、次の各号のいずれに該当するものは、秘密情報に含まれないものとします。
 - 受領者が既に保有している情報
 - 受領者が機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - 第三者に対する開示について事前に開示者の書面による承諾を得た情報
 - 「開示者」から開示を受けた情報によらず、受領者が独自に開発した情報
 - 既に公知の情報、または受領者の責によらずして公知となった情報
 - 開示者が第三者に対して機密保持義務を課すことなく開示している情報
 - 開示者自身が機密として管理していない情報
- 受領者は、秘密情報を、利用契約の有効期間中、第三者に開示、漏洩してはならないものとし、また本サービスの提供以外の目的に使用してはならないものとします。但し、弊社は本サービスの再委託先に対して、本条に定める秘密保持義務と同等の義務を課すことを条件として、本サービスに必要な範囲で秘密情報を再開示することができるものとします。
- 前項の定めにかかわらず、法令または監督官庁から秘密情報の開示を要求された場合（刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づくものを含むが、これに限らない。）、受領者は当該要求の範囲内に限り、秘密情報を開示者の事前の承諾なく当該要求元に開示することができるものとします。
- 受領者は、利用契約が終了した場合、または開示者から秘密情報の返却または廃棄要望があった場合、速やかに開示者に対して、秘密情報を返却するか、もしくは開示者が指定する方法で廃棄するものとします。

第14条（個人情報の取扱い）

- 弊社は、本サービスの提供に際してお客様より開示または提供を受けた「個人情報」（個人情報の保護に関する法律に定義される個人情報をいう。以下同じ。）を、本サービスの提供以外の目的に使用せず、また、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置をとるものとします。なお、弊社は当該個人情報にて特定されるお客様の従業員などに対して、弊社の取扱う商品・サービス等の情報を定期・不定期に案内することができるものとします。情報主体は、そのような弊社からの案内を希望しない場合、その旨を弊社に通知し、かかる案内の停止を求めることができるものとします。
- 弊社は、情報主体を識別・特定できないように加工することを条件として、個人情報について個別の情報主体およびお客様の承諾なく、本サービスの改良・改善、またはサービスの種類の追加等の目的のために使用・利用することができるものとします。
- 弊社は、個人情報の情報主体より、当該個人情報の照会、修正、削除等を求められ、かつ情報主体であることが確認できた場合に限り、遅滞なく個人情報の照会、修正、削除等に応じるものとします。また、お客様よりお客様の従業員等の個人情報について照会、修正、削除等を求められた場合も同様とします。ただし、弊社は、お客様からの要求に基づきかかる個人情報の照会、修正、削除等に応じたことに関して、一切責任を負わないものとします。
- 第1項の定めにかかわらず、法令または監督官庁から個人情報の開示を要求された場合（刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づくものを含むが、これに限らない。）、弊社は当該要求の範囲内に限り、個人情報をお客様の事前の承諾なく当該要求元に開示することができるものとします。
- 弊社は、利用契約が終了した場合、原則として速やかに個人情報を消去します。ただし、法令等により保存が義務付けられている情報についてはこの限りではないものとします。
- 弊社の個人情報の取扱いに関する問い合わせ先は、別紙記載のとおりとします。

第15条（マイナンバーの取扱い）

- 本サービスのうち、“GUARDIANWALL マイナンバー漏えいメール検知サービス”（以下「マイナンバー漏えいメール検知サービス」といいます。）は、お客様から送信される電子メールの本文または添付ファイルに、「個人番号」（「行政手続における特

定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」といいます。)第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの)と疑われる情報が含まれていないかを弊社所定のソフトウェアを用いて自動的に検出し、お客様のご担当者へ通知するサービスをいいます。マイナンバー漏えいメール検知サービスにおいて、弊社がお客様のご担当者へ通知する内容は、ヘッダ情報(From、Toのアドレス)、送信日時および件名情報であり、個人番号は含まれません。

2. 弊社は、弊社の本サービス(マイナンバー漏えいメール検知サービスを含む。本項において同じ。)の運用(障害対応を含む。以下本条において同じ。)において、お客様の電子メールアドレスを取扱う際に、個人番号または特定個人情報(個人番号をその内容に含むお客様の役員・従業員等その他第三者の個人情報をいい、これらを総称して以下「マイナンバー」といいます。)を取扱う可能性があります。

3. 本サービスの運用において、弊社が、マイナンバーを取扱う場合は、次の各号の定めに従うものとします。

- (1) 弊社は、マイナンバーを、本サービスの運用のためにのみ取扱うものとし、第三者に開示、提供または漏洩しないための適切な措置を講じるものとします。なお、弊社が本サービスの運用において、マイナンバーを第三者に預託または提供することとなった場合、弊社が本項の各号の条項を、弊社の責任において、当該第三者に遵守させることを条件として、お客様は、弊社がマイナンバーを当該第三者に預託または提供することについて、異議なく承諾するものとします。
- (2) 弊社は、本サービスの運用のためにマイナンバーを取扱うにあたり、当該マイナンバーの管理部門および当該部門の責任者(以下「事務取扱責任者」といいます。)を次のとおり指定するものとします。

マイナンバーの管理部門	キヤノン IT ソリューションズ株式会社 GUARDIANWALL Cloud ファミリー サービスセンター
事務取扱責任者	GUARDIANWALL Cloud ファミリー サービスセンター長

- (3) 弊社は、マイナンバーを取扱う担当者(以下「事務取扱担当者」といいます。)を選任し、当該部門の事務取扱責任者の指揮監督のもと、事務取扱担当者をして、マイナンバーを取扱うものとします。
- (4) 弊社は、弊社の責任において、事務取扱責任者および事務取扱担当者に対して、マイナンバーを取扱うために必要な教育訓練を実施するものとします。
- (5) 弊社は、マイナンバーを、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理し、不正アクセスや漏洩、改ざん、滅失毀損等の損失を防御するための安全対策を講じるものとします。
- (6) 弊社は、マイナンバーを本サービスの実施場所内の管理区域内にて管理するものとし、本サービスの障害対応に必要な範囲を超えて、当該管理区域の外にマイナンバーを持ち出さないものとします。
- (7) マイナンバーを漏洩した場合、弊社は、速やかに必要な調査を行うとともに、再発防止策を策定するものとします。
- (8) 弊社は、理由のいかんを問わず、利用契約が終了した場合、または本サービスが終了した場合、マイナンバーを適切に廃棄または削除するものとします。
- (9) 弊社がマイナンバーを廃棄または削除した場合、弊社は、かかる廃棄・削除の記録を作成し、これを保持するものとします。
- (10) 前各号のほか、弊社は、番号法および「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」、その他関係法令・ガイドラインに基づき、マイナンバーを取扱うものとします。

4. 弊社のマイナンバーの取扱いに関する問い合わせ先は、別紙のとおりとします。

第16条(利用の制限)

1. 弊社は、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、お客様の承諾なく、本サービスの利用を制限する措置を採ることがあります。この場合、弊社はお客様に対して利用制限について事前に通知するよう努めるものとします。
2. 本条に基づく利用制限に伴いお客様または外部利用者に生じた損害について、弊社は賠償する責を負わないものとします。

第17条(利用の一時中断)

1. 弊社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。なお、当該中断中は本サービスの機能の全部または一部が使用できなくなることについて、お客様は異議なく了承します。
 - (1) 弊社の電気通信設備の保守または工事のためやむを得ない場合
 - (2) 弊社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない場合
 - (3) 弊社本サービス設備の定期メンテナンス作業時
2. 弊社はお客様に対し、前項第1号または第3号により中断する場合にあってはその14日前までに、前項第2号により中止する場合にあっては事前に、その旨並びに理由および期間を通知します。ただし、緊急時などやむを得ないときはこの限りではありません。
3. 本条に基づく一時中断に伴いお客様または外部利用者に生じた損害について、弊社は賠償する責を負わないものとします。

第18条(利用の停止)

1. 弊社は、お客様または外部利用者が次の各号の一に該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を、お客様に対して事前に通知した上で、停止することができます。ただし、緊急時などやむを得ないときはこの限りではありません。
 - (1) 本サービス料金の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
 - (2) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 本サービスを含む、弊社が提供するサービスの利用者に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
 - (4) お客様または外部利用者が本約款およびサービス定義書に定める義務に違反したとき
2. 前項に基づく本サービスの全部または一部の提供停止によりお客様および外部利用者に損害等が生じた場合であっても、弊社は

何ら責任を負うものではありません。

第19条（不可抗力）

1. 天変地災その他不可抗力等、お客様、弊社いずれの責にもよらない事由により、本サービスの全部または一部の履行が困難となった場合、弊社はおお客様に対する通知および承諾なく、弊社の判断にて本サービスを一時中止または廃止することができるものとします。
2. 本条に基づく中止または廃止によりお客様および外部利用者に損害等が生じた場合であっても、弊社は何ら責任を負うものではありません。

第20条（利用契約の有効期間）

利用契約は、第2条に定める利用契約の成立より発効し、別紙に定める“最低利用期間”が満了するまで有効とします。当該期間満了までに両当事者から終了の意思表示がなされない場合、利用契約は同一条件で1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第21条（中途解約）

1. お客様が、利用契約を第20条に定める最低利用期間満了までに中途解約することを希望する場合、(i)別途弊社所定の書面に必要事項を記入のうえ、弊社に対して提出するとともに、(ii)中途解約時の本サービスの内容に基づき、中途解約時から初回の“最低利用期間”欄に記載の期間満了までにかかる本サービスの対価を、弊社の請求に基づき支払うことを条件として、弊社が書面を受領した日が属する月の2ヶ月後末日をもって、中途解約することができるものとします。
2. お客様が、利用契約を第20条に定める最低利用期間満了後に中途解約することを希望する場合、別途弊社所定の書面に必要事項を記入のうえ、弊社に対して提出することにより、弊社が当該書面を受領した日が属する月の2ヶ月後末日をもって、中途解約することができるものとします。
3. 弊社は、お客様に対して3か月前までに書面にて通知することにより、利用契約を解約することができます。

第22条（契約の解除）

お客様または弊社は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの通知、催告等を要せず、直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 本約款の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めて書面により催告されたにもかかわらず、かかる違反が15日以内に是正されないとき
- (2) 重大な過失または背信行為があったとき
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申し立てがあったとき
- (5) 法的倒産手続（破産、民事再生手続および会社更生手続を含むがこれらに限らない。）による手続開始の申し立てがあったとき、または清算手続に入ったとき
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき
- (8) 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあるものと判断される相当の事由があるとき

第23条（期限の利益の喪失）

お客様が前条各号の事由に該当した場合、お客様は利用契約に基づく金銭債務について当然に期限の利益を失い、直ちにかかる金銭債務を弊社に対して履行するものとします。

第24条（反社会的勢力との取引等の禁止）

1. お客様および弊社は、自己（役員を含む）が反社会的勢力（暴力団を含むがこれに限らず、また団体、個人を問わない）の関係者に該当しないことをここに表明するものとし、また、当該関係者と取引し、または、交際しないことを約するものとします。
2. お客様および弊社は、相手方が前項に違反し、またはそのおそれがある場合には、何らの催告なく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

第25条（契約終了後の処理）

1. お客様は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって弊社から提供を受けた機器、ソフトウェアおよびそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェアおよび資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに弊社に返還し、お客様設備などに格納されたソフトウェアおよび資料等については、お客様の責任で消去するものとします。
2. サービス定義書に特段の定めのない限り、弊社は、お客様および外部利用者が本サービスに記録したデータを、利用契約終了後、速やかに消去するものとします。サービス定義書において当該データの返還サービスが取り決められている場合のみ、お客様は弊社に対して有償にてデータの返還を要求することができます。

第26条（事情変更の届出）

お客様は、申込書記載の事項に変更があった場合は、弊社に対し速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。お客様が当該届出を怠ったことによりお客様または外部利用者に生じた一切の不利益について、弊社は責任を負わないものとします。

第27条(通知)

1. 弊社からお客様への通知は、本約款に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または弊社のホームページに掲載するなど、弊社が適当と判断する方法により行います。
2. お客様から弊社への通知の方法は、サービス定義書に記載の通りとします。
3. 書面による通知は相手方に到達したとき、電子メールによる通知は送信したとき、ホームページへの掲載による通知は掲載したときに、相手方に到達したものとします。

第28条(権利の譲渡等)

お客様は、本サービスの提供を受ける権利を含む本約款および利用契約上のお客様の権利を、弊社の事前の書面による承諾なく譲渡、貸与、賃貸してはならず、質権その他の担保権の目的としてはならないものとし、外部利用者をしてかかる行為を行わせてはならないものとします。

第29条(準拠法および合意管轄)

1. 本約款、利用契約、サービス定義書および本サービスの提供は、日本法を準拠法とします。
2. 本約款、利用契約、サービス定義書および本サービスの提供に関する紛争に係る事件の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第30条(本約款の変更)

弊社は、お客様の承諾を得ることなく、本約款およびサービス定義書の内容を変更することができるものとします。この場合、弊社はお客様に対して可能な限り事前に通知をするものとし、以後は、成立前および成立後の利用契約に対して、変更後の本約款が当然に適用されるものとします。

以上

【別紙】 支払条件

1. 支払条件

<月額プラン>

- (1) 初期費用の支払条件
サービス開始月 検収、翌月支払
- (2) 基本料金の支払条件
締切日 当月末
支払日 翌月 末日
支払方法 弊社指定口座へ入金
- (3) 月額費用の支払条件
締切日 当月末
支払日 翌月 末日
支払方法 弊社指定口座へ入金

<年額プラン>

- (1) 初期費用の支払条件
サービス開始月 検収、翌月支払
- (2) 年額費用の支払条件
締切日 サービス開始月末または更新月末
支払日 翌月 末日
支払方法 弊社指定口座へ入金

2. 最低利用期間

- (1) GUARDIANWALL メール監査サービス
プラチナ : 2年間
ゴールド : 2年間
シルバー : 1年間
- (2) GUARDIANWALL メール誤送信対策サービス
1年間
- (3) GUARDIANWALL スпам対策サービス
プラチナ : 2年間
ゴールド : 1年間
シルバー : 1年間
- (4) GUARDIANWALL 添付ファイルZIP暗号化サービス: 1年間
- (5) GUARDIANWALL マイナンバー漏えいメール検知サービス : 1年間
- (6) GUARDIANWALL 標的型メール検知サービス: 1年間
- (7) GUARDIANWALL メール無害化サービス: 1年間

3. 個人情報（マイナンバーを含む）に関するお問い合わせ窓口

連絡先	キヤノンITソリューションズ株式会社 基盤・セキュリティソリューション事業本部 基盤・セキュリティソリューション企画センター 個人情報保護担当
所在	大阪府大阪市西区土佐堀2-2-4
TEL	06-7635-3015
FAX	06-7635-3008
E-MAIL	cst-info@canon-its.co.jp

以上